

令和7年 第12回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和7年12月25日(木)

令和7年 第12回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和7年12月25日(木)	開催場所	上里町役場大会議室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時00分	
議長	坂本俊雄	議事参与者		
出席した事務局職員	事務局長：間々田亮 事務局：大塚義晴、長谷川美雪、農業振興係 係長：相川憲一	書記	事務局主任 長谷川美雪	

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	×	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	×
9	欠番		—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

<p>〔開 会〕</p>	<p>事務局 長</p>	<p>ただいまの出席委員は農業委員11名、推進委委員12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和7年第12回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号 7番 須田 和弘委員 議席番号10番 中久木 大祐委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第38号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇氏 外2名です。2筆あります。土地の所在は1筆目①は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は田、面積は658㎡、②は大字〇〇〇〇△△△△ 地目は田、面積は243㎡です。2筆とも農業振興地域内の青地農地になります。居住地からの距離は2,810mです。権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積310,374㎡、うち自作4,923㎡。借受地は112,524㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は9名、機械につきましてはトラクター8台、自走式田植樹1台、コンバイン1台、葱栽培管理機10台等機械を所有しております。作付けは米、ネギ等です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は60歳の兼業農家です。現在賃借している農地を買い受けて、経</p>

		<p>営規模拡大のため申請となりました。</p> <p>2番、譲受人 1番と同じ上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏外2名、譲渡人 深谷市〇〇△△△〇〇〇〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は3,708㎡、農業振興地域内の青地農地になります。居住地からの距離は3,070mです。権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、1番と同じ方なので割愛させていただきます。譲受人は60歳の兼業農家です。該当農地は現在賃借している農地の近隣のため、集約し経営規模拡大のため申請となりました。</p>
	議長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。
	須田 和弘委員	1番について 問題ありません。
	飯塚 昭委員	2番について 問題ありません。
	議長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議長	質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
		～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。

		<p>たため、計画を断念することになりました。今回承継者が譲受人となり土地を購入し、自己用住宅の建築を行います。権利内容は売買による所有権移転、転用目的は自己用住宅、形態は新設。棟数は1、になります。譲受人は伊勢崎市のアパートに居住しております。家族が増えアパートが手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は閑静な住宅街に位置し、学校・公共施設・スーパーマーケット等も近く住環境は申し分なく、妻の職場も近いため転用したく申請に至りました。</p> <p>続いて、議案40号3番ですが、譲受人は 本庄市〇〇〇〇△△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人は 神奈川県〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇〇△△△、地目は畑、面積は575㎡。権利内容は売買による所有権移転、転用目的は土地分譲用地、形態は新設。第3種農地です。宅地に接続しています。場所は議案書9ページ、航空写真図3ページです。2区画の分譲となります。申請地は北側にスーパーがあり生活上便利です。また、国道や高速道路インターチェンジが近く、交通の利便性や住環境が良いことなどから住宅用の土地分譲用地として良好と考え申請するものです。</p> <p>続いて、議案第40号4番ですが、譲受人は 上里町〇〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人は 上里町〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇△△△△、地目は畑、面積は403㎡。権利内容は使用貸借権、転用目的は自己用住宅、形態は新設。第1種農地です。宅地に接続しています。場所としましては議案書9ページ及び航空写真図4ページとなります。譲受人は現在、両親が所有する戸建てに居住していますが、家屋が老朽化したことから自宅を建築し引っ越すことにしました。土地探しが難航する中、父所有地の中に適当な土地があったため選定しました。該当地は日当たりもよく居住に適していることに加え、現在の居住地から近く、これまでの生活を継続できることから申請しました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>北畑 光男委員 議案40号1番について 問題ありません。</p> <p>坂本 茂委員 議案第40号2番について 問題ありません。</p>
--	--	---

	坂本 茂委員	議案第40号3番について 問題ありません。
	金井 栄委員	議案第40号4番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	坂本 茂委員	確認したいのですが、土地利用計画書の5-3の図面を見ますと、1号地通路と2号地通路として真ん中に線が引いてあります。2メートルずつですが、この1号の土地を買った人は1号地道路しか通ってはいけないのでしょうか。
	事 務 局	そちらについては申請者の方に確認させていただきました。利用については1号の方が2号地道路を通行できるような権利設定をするという形で計画しているという回答をいただきました。
	議 長	他にありますか
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
		～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、これより採決に移ります。議案第39号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について1番、2番及び、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について1番か

		<p>ら4番を申請どおり許可相当とすることに、賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手全員～</p> <p>議 長 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>議 長 日程第5 議案第41号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について、提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農業振興係長 それでは説明させていただきます。まず地域計画の変更につきまして、農業委員会の皆様に意見照会を行うこととなった経緯についてですが、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づきまして、地域計画の変更の際には、農業委員会など関係機関に対し意見照会を行うという必要があるため、今回実施するものとなっております。今回、地域計画の変更を行う理由といたしまして、まず令和7年7月以降の現状の農地について、利用状況と合わせることを目的としております。またもう一つの理由といたしまして、昨年1月に(株)〇〇〇〇が耕作を行えなくなった土地について、新たに耕作する方が決まりましたので、その変更を行うためです。お配りいたしました図面についてご説明させていただきます。変更の該当となりますのが、長幡地区と七本木地区です。今回お配りいたしました目標値図につきましては、該当となる変更・追加となる農地に黒丸をつけております。最初に長幡地区を開いてください。場所は長幡地区の真ん中あたり、こちらの一番下の辺りに、番号がいくつか入っており、場所はサービスエリアから五明の浄水場までの範囲が載っている地図になります。今回、サービスエリア周辺および藤木戸勝場線の周辺及び長浜へ行く道路の周辺が今回の変更・追加になった土地です。続きまして2枚目に移ります。長幡地区2番目の地図をご覧ください。長幡地区につきましては広範囲にわたり重複している農地もありますので、該当農地については全て丸をつけています。2番目の地図は、藤木戸地区から長浜地区などを掲載している図面となっております。今回変更となった場所につきましては、地図の真ん中藤木から長浜にあたります。</p> <p>続いて図面の3番にいきます。図面の3番につきましては、2枚目とほぼ重複した内容となっております。</p>
--	--	---

[その他]		<p>して先ほど説明させていただきました。藤木戸から長浜にかけて、全域が変更という形になっております。最後に4枚目ですが、こちらは大御堂の図面となっております、この一筆のみという形になります。続きまして、長幡地区につきましては、筆数については230筆程度で、面積が約45.2haです。こちらの面積が地域計画で追加という形になります。続きまして七本木地区に移ります。七本木地区の地図をお開き下さい。新幹線沿いの農免道路近く、左下に黒丸がついてるところが変更となります。なお、ホワイトボードに前回の地域計画の図面が貼ってありますが、今回の計画では、黒丸がついたところが全て追加になるという変更になります。なお、今回の計画で目標地図に位置づけられた後につきましては、全て中間管理を通してというわけではありませんので、これから中間管理の手続きなどを行う土地もあります。最後に今後の予定ですが、今回地域計画変更の計画案につきまして、農業委員会さんと同様に、埼玉ひびきの農業協同組合に対しましても同様に意見聴取を行っております。意見聴取が終わりましたら、その後、地域計画案の公告を2週間ほど行う流れになります。以上です。</p>
	議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、原案の通り決定したいと思いますので、全員の挙手をお願いします。
	事 務 局	挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	以上で、本日用意いたしました全ての議案審議を終了します。続きましてその他を事務局よりお願いします。
事 務 局	その他について	

[閉 会]	会 長 代 理	<ul style="list-style-type: none">・次回の定例会について 1月26日(月) 午後1時30分 役場協議会室・連絡協議会研修会及び懇親会について <p>日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>
-------	---------	---

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和7年12月25日

議 長

印

(須田 和弘 委員)

署 名 人

印

(中久木 大祐 委員)

署 名 人

印